資料１

（素案）

（　仮　称　）

富　里　市　協　働　の　ま　ち　づ　く　り　推　進　計　画

協働のまちづくり推進計画検討委員会

目　　次

第１章　計画の趣旨……1
　第１節　計画策定の目的……1
　第２節　計画の構成と計画期間……1
第２章　協働のまちづくり……2
　第１節　協働とは……2
　第２節　協働のまちづくりの主体とその役割……8
第３章　協働のまちづくりの理念と基本原則……10
　第１節　協働のまちづくりの理念……10
　第２節　協働のまちづくりの基本原則……11
第４章　推　進　計　画……13
　第１節　推進方針……13
　第２節　推進項目……13
　第３節　協働事業の評価……15
第５章　実　行　計　画……16
　第１節　環境づくり……18
　第２節　担い手づくり……23
　第３節　情報の提供・共有……28
　第４節　市政への参画……34
　第５節　市の推進体制……37

第１章　計画の趣旨

第１節　計画策定の目的

平成２２年４月１日に「富里市協働のまちづくり条例」(※1)が施行されました。

この条例は，富里市が更に心豊かで愛着のある市へと発展し，次世代に引き継がれて行くという願いを実現するため，市民，地縁による団体，市民活動団体，事業者及び市が自らまちづくりに参加し，それぞれが共に考え，協力し，行動することにより住み良い豊かな地域社会を実現することを目的としています。

この「富里市協働のまちづくり推進計画」は，条例に基づき，協働によるまちづくりを着実に進めるための基本的かつ総合的な施策として策定するものです。

第２節　計画の構成と計画期間

推進計画・・・　推進計画は，協働によるまちづくりを着実に推進していくための方針や推進項目などを定めるもので，計画期間は，富里市総合計画との整合性を図り，平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 か年とします。本計画は，市民活動の状況や社会情勢の変化，協働事業の成果を踏まえ，必要に応じて見直すこととします。

実行計画・・・　実行計画は，推進計画で定めた推進方針や推進項目に沿った具体的な事業を明らかにしたもので，前期実行計画は平成 23 年度から平成２７年度まで，後期実行計画は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年を計画期間とします。事業の内容については，実施状況等を毎年度評価し，必要に応じて見直すこととします。

※1　この条例は，平成２１年１０月１日に，市民団体の代表７名，公募による市民８名で構成される（仮称）富里市協働のまちづくり条例検討委員会から提出された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」をもとに条例案を作成し，その後，パブリックコメント手続などを経て，同年１２月議会に上程し，翌年３月議会において一部修正可決され４月１日から施行したもので，市民のみなさんとの協働によってできあがりました。

第２章　協働のまちづくり

第１節　協働とは

１　協働の定義

『協働』とは，まちづくりの主体である市民，地縁による団体，市民活動団体，事業者，市といった，多様な主体が，それぞれの責任と役割分担に基づいて，お互いの立場や特性を知り，尊重しながら協力し合い，共に目的を持って行動や活動することです。

協働によるまちづくりのイメージ図

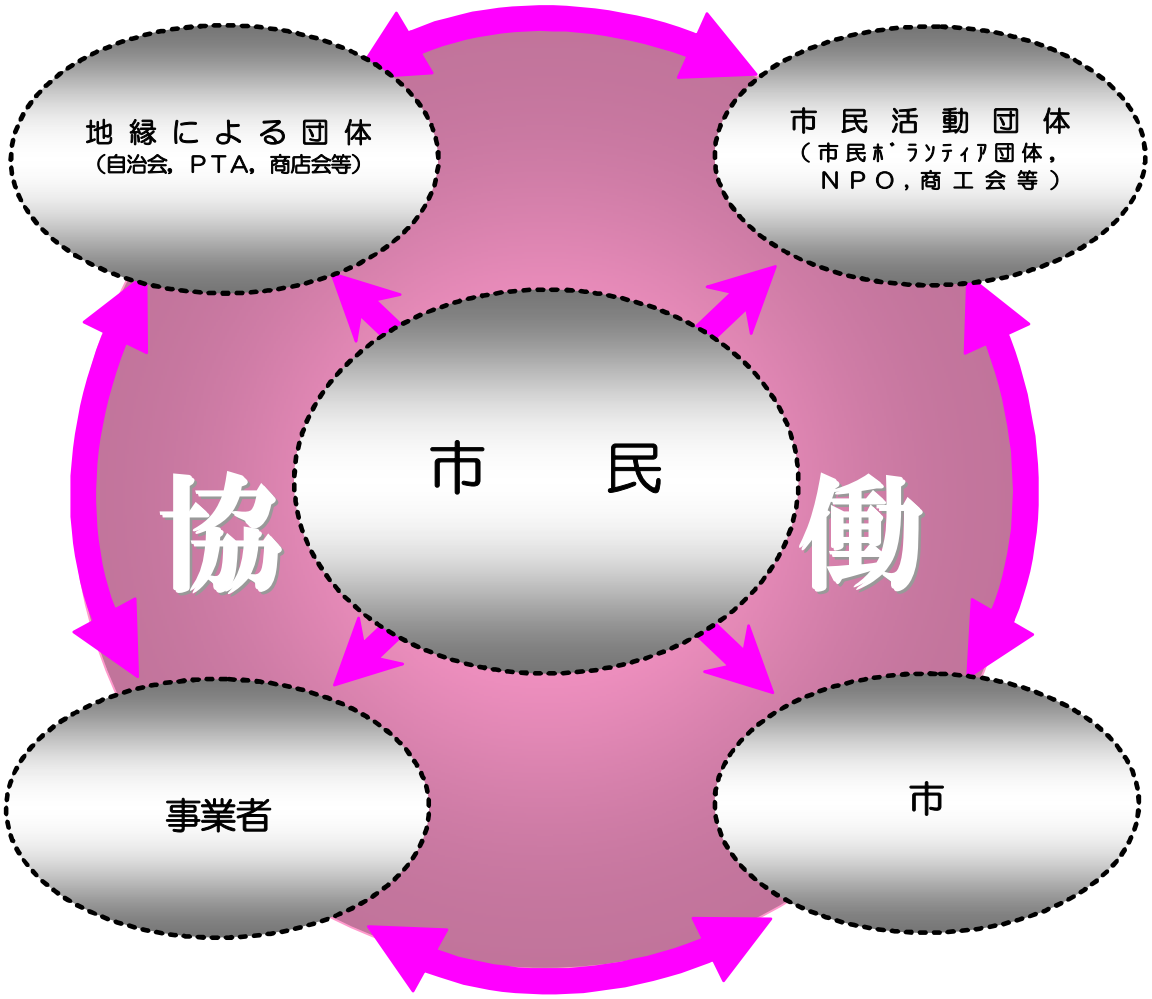

２　協働の効果

みんなが協働することにより，市民個人や市など，個別の活動では行き届かない課題へも柔軟な対応が可能になり，地縁による団体や市民活動団体の活動の広がりや充実などにより，地域社会の再生にもつながります。また，事業者については地域に対する社会貢献を果たすことができます。

３　協働の領域

多様なニーズに対応し，効果的な結果を得るためには，それぞれの役割分担を的確に捉えることが必要です。パートナーに対する依存や押し付けなど負担を求め合うものであってはいけません。

協働の領域のイメージ

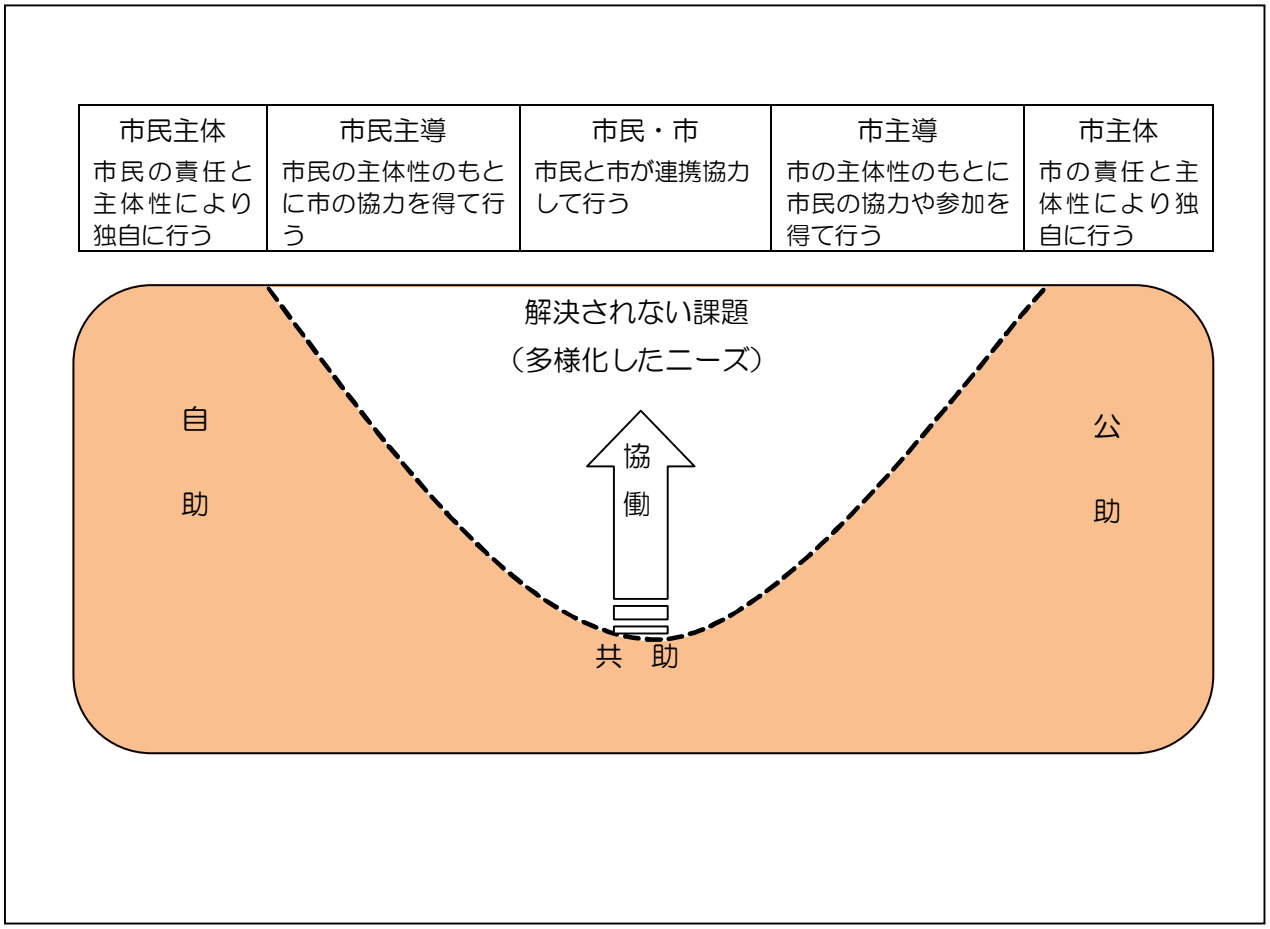

４　協働に適した分野や事業

協働によるまちづくりが適した分野や事業については，個別に検討することが必要です。その中では，これまで行ってきた慣習や固定観念に縛られてはいけません。これまでの協働事業については，福祉や環境，防災などの分野が良く知られています。

【例示】

①　多くの人の合意形成が必要な分野や事業

多くの人が関わる構想や計画については，策定の初期から市民と行政が共に取り組むことで，自らの生活するまちづくりにみんなが参加し，更に愛着のあると市として発展することが期待できます。

・　市の基本的な計画の策定　　など

②　多くの人が参加する分野や事業

多くの人が参加し，または，体験してもらいたいイベントなどについては，多くの主体が計画段階から参加することで，創造性の豊富な事業とすることが期待できます。

・　各種祭りやイベント
・　講演会やフォーラム
・　啓発事業や展示会　　など

③　地域ごとにきめ細かく柔軟な対応が必要な分野や事業

地域の課題は，画一的な方法では解決が難しいことがあります。地縁による団体や市民活動団体などが，それぞれの持つ柔軟性を活かすことで，地域にあった方法で，迅速に対応することが期待できます。

・　子育て，高齢者，障害者等の支援事業
・　交通安全ボランティア
・　地域防災，地域防犯　　など

④　当事者性を発揮する分野や事業

当事者や類似の経験を持つ人が，ともに問題解決に当たることで，より現場感覚が発揮され，より良い解決策を導くことが期待できます。

・　商店街の活性化　　など

⑤　先駆性が必要な分野や事業

未だ取り組んだことのない新たな課題に対し先駆的に取り組んでいる，または，取り組もうとしている者の技能や方法を活かすことで，より迅速で効果的な解決策などを導くことが期待できます。

・　コミュニティビジネス(※2)　　など

⑥　専門性が求められる分野や事業

ＮＰＯや市民活動団体が活動を通じて蓄積したノウハウを活用することで，より効果的な事業展開や新たなアイディアなどを得ることが期待できます。

・　専門的な相談事業
・　専門的な生活サポート事業　など

※２　「コミュニティビジネス」とは，定まった定義はありませんが，概して言えば「地域の抱える課題を，地域住民（市民）が主体となって，ビジネスの手法を活用しつつ，それらを解決して行く，一つの事業活動」のことを言います。

５　協働の形態

協働によるまちづくりの形態には，様々なものがあります。お互いの受け持つ領域や事業の内容などを総合的に勘案し，その形態については適切なものを個別に考えていくことが必要です。

【例示】

①　情報提供・情報交換

協働する主体がそれぞれの持つ情報を提供し合い，共有する機会を持つ形態です。

②　事業協力

協働する主体がそれぞれの特性や能力を活かし，一定期間，継続的に協力する形態です。

③　共催・後援

協働する主体がともに主催者となって事業を行ったり，名義後援などにより支援を行ったりする形態です。

④　補助・助成

協働主体が行う事業に対し，財政的な支援を行う形態です。

⑤　実行委員会（協議会）

いくつかの協働する主体が実行委員会などを構成し，共に主催者として事業を行う形態です。

⑥　委託

協働主体の特性や能力を活かすことで，事業の有効性や効率性が見込まれる事業などについて，事業の一部または全部を委託する形態です。

第２節　協働のまちづくりの主体とその役割

１　市民

市民とは，市内に居住する人のほか，市内で働く人や学ぶ人など，富里市で活躍するすべての個人のことです。

市民は，地域社会に興味や関心を持ち，積極的にまちづくりに参加していくように努めます。

２　地縁による団体

（自治会，子ども会，シルバークラブ，PTA，商店会など）

地縁による団体とは，地域性と共通意識を基盤に地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体のことです。

地域のことは地域が一番よくわかっていますので，問題をより身近なところで解決しようとする考え方（自助・共助・公助の原則）に基づき課題を解決することが大切になってきます。

地縁による団体は，安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために，地域住民が絆を深め，互いに助け合いながら，地域の課題に取り組みます。また，地域に密着した活動を展開するために，地域の特性を活かし，まちづくりに関わる様々な主体と連携しながら，協働によるまちづくりの推進に努めます。

３　市民活動団体

（市民ボランティア団体，民生委員児童委員協議会，保護司会，区長会，社会福祉協議会，商工会，ＮＰＯなど）

市民活動団体とは，市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体のことです。

市民活動団体は，自らの持つ専門性や先駆性等を活かし，まちづくりに貢献するように努めます。また，より多くの市民等に理解されるよう情報の提供に努め，まちづくりの様々な主体と情報交換やネットワークを広げることによって，対等なパートナーとして協働によるまちづくりの推進に努めます。

４　事業者

事業者とは，市内において営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことです。

事業者は，地域社会を構成する一員として，地域社会との調和を図りながら，様々な地域の活動や市民活動に協力や参加が期待されます。事業者が自ら社会貢献活動をすることによって，まちづくりに直接参加する方法や，他の主体が実施する活動に対する助成や寄付又は物的な支援，従業員等に対し地域の活動や市民活動への参加を奨励するなど，側面的な支援を行う方法などもあります。

５　市

まちづくりに必要な情報を積極的に提供し，市民等と市が情報を共有して，協働によるまちづくりを推進します。また，社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため，市民にとってわかりやすい，効率的で機能的な組織運営を行います。

第３章　協働のまちづくりの理念と基本原則

第１節　協働のまちづくりの理念

富里市の協働のまちづくりの理念については，条例に前文が設けられ，明言されています。

ここでは，条例の前文について掲載することといたします。

前文

明治２２年富里村が誕生して以来，先人のたゆまぬ努力により育まれた富里が，更に心豊かで愛着のある市へと発展し，次代に引き継がれて行くことが，富里市で共に暮らし，働き，学ぶ，私たち市民の願いです。

そのためには，まず，私たち市民が，自らまちづくりに参加することが必要です。

この条例にこめられた思いを，市民と市が共有するところから協働のまちづくりは始まります。協働のまちづくりは，市民と市が互いに負担を求め合うものであってはなりません。

市民の自主性が尊重され，市民と市が互いを理解しながら目的を共有し，市民相互及び市民と市の連携・協力をもって，協働によるまちづくりを推進します。

そして，富里市で活動するすべてのものが，信頼と協力という「絆」を育み，市民の地域活動への参加を容易にし，市民活動を広げ，自発的にまちづくりを考え，更には市の施策に参画し，市と共にまちづくりを進めます。

第２節　協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりの基本原則については，条例の中で次の５つが示されています。

１　『目的意識の共有』

これから行おうとする事業や活動の目的を，関係するパートナー同士でよく理解し，常にその目的を意識し，共有しながら，各パートナーが行動することで，効率的・効果的に目的を達成することができます。

２　『対等なパートナーシップと自主性の尊重』

パートナーが対等であり，それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。例えば，市民活動団体と市との関わりの中で，市が事務局を引き受けたり補助金を交付したり支援することで，必要以上に干渉が高まり，対等な関係が崩れ，自発的な活動が妨げられてしまうことがあります。対等な関係を維持するため，パートナーに対し必要以上の干渉や依存することなく，自立して，目的達成のための活動を行っていくことが大切です。

３　『役割の理解と協力』

パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し，それぞれの持つ役割を明確にして，共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。

４　『情報の提供・共有』

関わる者が，まちづくりのパートナーとして相互に信頼し合うことが大切です。また，多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには，それぞれの主体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため，それぞれが持つ活動に関し，目的や方法など情報を提供し合い，共有することが重要です。

５　『自助・共助・公助の原則』

私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点に対し，自助・共助・公助の原則に基づき，それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は，自助(個人や家族できることは個人又は家族で解決する)，共助（自助で解決できないときは，解決できる人や，地域や団体，市が協力して行う)，公助（自助，共助でもできないことは，行政(市・県・国の順)が主体となって行う)」という，問題をより身近なところで解決しようとするもので，「補完性の原理」といわれています。

第４章　推　進　計　画

第１節　推進方針

協働によるまちづくりを推進していくため，まちづくりの主体となるみんなは，協働のまちづくりの理念や基本原則を踏まえ，次の５つの推進項目に沿った取り組みに努めることとします。なお，推進項目などについては，社会経済情勢の変化など，見直しが必要となった際には適時見直すこととします。

第２節　推進項目

１　環境づくり

協働のまちづくりを進めるためには，みんなが活動しやすい環境を整える必要があります。環境とは，場所や財政面だけにとどまらず，団体間をつなぐネットワークの形成など多岐にわたります。

⑴　活動拠点の整備

⑵　活動支援及び中間支援機能の充実

⑶　財政的援助及び活動資金の確保

⑷　活動単位（ネットワーク）の拡大

２　担い手づくり

多くの団体が直面している課題として，『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」，「会員の確保が難しい」，「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」，などといった声が多く聞かれます。

今後，様々な地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させるためには，「担い手づくり」が非常に重要となります。

⑴　担い手の発掘・育成の充実

⑵　担い手支援の充実

３　情報の提供・共有

情報の共有は，協働のパートナーを見つけ出すこと，相手との信頼関係を築くこと，目的を共有し互いの役割を知ること，お互いを補い協力・連携することなどに必要な，非常に大切な要素となります。

⑴　調査機能の充実

⑵　協働のまちづくりに関する刊行物の充実

⑶　協働のまちづくりに関する情報発信の充実

⑷　ネットワーク支援の充実

４　市政への参画

自らのまちを，愛着のあるまちへと発展させるためには，自らまちづくりに参加することが有効です。そのために，容易に市政に参画するための仕組みづくりが重要です。

⑴　市政への参画の仕組みづくり

⑵　協働による事業の推進

５　市の体制

社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため，市民にとってわかりやすい，効率的で機能的な組織運営を行うよう努めるとともに，市職員も協働の重要性について認識を深めていく必要があります。

⑴　庁内協働推進体制の整備

⑵　市職員の協働意識の向上

第３節　協働事業の評価

本計画を推進し，その進捗状況を市民協働で評価・点検していくことは，協働によるまちづくりを定着させていくためには欠くことのできないものです。協働のまちづくりについての評価のあり方を検討し，市民協働のまちづくりの推進に努めます。

第５章　実　行　計　画

前期実行計画　（平成２３年度から平成２７年度まで）

目次

第１節　環境づくり	ページ
（１）活動拠点の整備	
①市民活動ブースの設置	18
（２）活動支援及び中間支援機能の充実	
①（仮称）協働のまちづくり推進課の設置	18
②市民活動サポートセンターの創設	19
③活動支援アドバイザーの設置及び派遣	20
（３）財政的援助及び活動資金の確保	
①（仮称）市民活動支援補助金の創設	21
②（仮称）市民活動支援基金の創設	21
（４）活動単位（ネットワーク）の拡大	
①地域づくり協議会の検討	22

第２節　担い手づくり	ページ
（１）担い手の発掘・育成の充実	
①市民活動サポートセンターの創設　【再掲】	23
②協働のまちづくりの講座の開設	24
③（仮称）協働スイカ塾の開設	24
④協働人材バンクの創設	25
⑤市民活動表彰の創設	25
⑥リーダー育成講習会の実施	26
（２）担い手支援の充実	
①市民活動保険の導入	27
②時間預託制度の研究	27

第３節　情報の提供・共有	ページ
（１）調査機能の充実	
①市民活動の実態調査	28
（２）協働のまちづくりに関する刊行物の充実	
①活動事例集の作成	29
②協働ＰＲリーフレットの作成	29
（３）協働のまちづくりに関する情報発信の充実	
①とみさとふれあい講座の拡充	30
②協働専用ホームページの開設	30
③市広報紙及びホームページの充実	31
④市民活動発表会の開催	31
⑤地域フォーラムの開催	32
（４）ネットワーク支援の充実	
①協働人材バンクの創設　【再掲】	33
②とみさとの情報コーナーの創設	33

第４節　市政への参画	ページ
（１）市政への参画の仕組みづくり	
①パブリックコメント制度の周知	34
②市民提案機会の拡充	34
③審議会等への公募委員の登用推進	35
④市政への参画機会の拡大	35
（２）協働による事業の推進	
①協働のまちづくりモデル事業の実施	36
②（仮称）市民活動支援補助金の創設　【再掲】	36

第５節　市の推進体制	ページ
（１）庁内協働推進体制の整備	
①（仮称）協働のまちづくり推進課の設置　【再掲】	37
②市政への参画機会の拡大　【再掲】	37
（２）市職員の協働意識の向上	
①職員研修の実施	38

（１）活動拠点の整備
（２）活動支援及び中間支援機能の充実

第１節　環境づくり

（１）活動拠点の整備

事業名	①市民活動ブースの設置				
現状・課題	市民活動団体等は，活動の場所の確保が難しく，活動に必要な打合せ場所や設備が不足しています。				
目的	市民活動団体等が活動しやすいような環境を整備します。				
推進内容	公共施設等に開設し，会議スペース・コピー機・パソコン等の備品及び消耗品等を充実させます。また開放の場として意見交換ができる場所を設置します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
完了の目安	ブースが設置され，活用できる環境が整ったら完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	試行 ~~検討~~	検討 ~~→~~	→ ~~完了~~	→	完了

（２）活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	①（仮称）協働のまちづくり推進課の設置				
現状・課題	協働のまちづくりを推進するための市役所内の組織体制が十分とは言えません。				
目的	市民活動団体等と市をつなぎ，協働のまちづくりを円滑に進めます。				
推進内容	市民活動団体等や市役所内の協働に関する相談や調整などを行う担当課を設置します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
完了の目安	市民等と市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

（２）活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	②市民活動サポートセンターの創設				
現状・課題	市民活動の拠点となるような機能を持つ施設がありません。				
目的	市民活動団体等を支援し，協働によるまちづくりの拠点としての機能を果たします。				
推進内容	既存の組織（ボランティアセンター・社会福祉協議会）との管掌範囲等を調整し，市民活動サポートセンターを創設します。 また，下記の機能についても担うことができるのか検討します。 ・活動支援アドバイザーの設置及び派遣　（第１節-(2)-③） **・（仮称）市民活動支援基金の創設　（第１節-(3)-②）** ・協働人材バンクの創設　（第２節-(1)-④） ・リーダー育成講習会の実施　（第２節-(1)-⑥） ・時間預託制度(活動に応じたポイントを発給し，活動している方が，将来自分が受ける立場となったときに役立てることのできる仕組み)の研究　（第２節-(2)-②）				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	活動・交流の拠点として整備され，市民活動の拠点としての環境が整ったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	研究	→ ~~検討~~	**準備委員会設置** ⇒	**検討** ⇒	実施

（２）活動支援及び中間支援機能の充実

事業名	③活動支援アドバイザーの設置及び派遣				
現状・課題	地域の自治会・学校等，各種団体がそれぞれで活動していて，交流がありません。また，活動に困ったときにアドバイスをしてくれる人がいません。				
目的	各種団体をつなぐための調整役を担います。				
推進内容	地域活動を紹介したり，市民が市民活動に参加しやすい環境を整えます。また，地域をつなぐためにアドバイザーを派遣します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市・市民活動団体　　**（市民活動サポートセンターへの承継を検討）**				
完了の目安	市内において，各種団体が自立し，必要に応じてスムーズな連携が行われたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		研究	検討	→	実施

（３）財政的援助及び活動資金の確保

（３）財政的援助及び活動資金の確保

事業名	①（仮称）市民活動支援補助金の創設				
現状・課題	市民活動をしていくためには資金が必要となりますが，活動資金が足りず十分な活動ができません。また，市では富里市公募型補助金交付要綱を制定し，市民活動団体が取り組む事業について経費の一部を市が補助し，団体を支援していますが，毎年申請件数が低迷しています。				
目的	市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。				
推進内容	公募型補助金制度を見直し，市民活動を始めようとしたり，公益的な事業を行う市民活動団体に財政的援助を行います。**また，（仮称）市民活動支援補助金の財源として既存の「ふるさと応援寄附金」の活用について検討します。**				
対象者	市民活動団体				
実施主体	市				
完了の目安	市民活動団体が，自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	見直し・実施	→

事業名	②（仮称）市民活動支援基金の創設				
現状・課題	市民活動をしていくためには資金が必要となりますが，活動資金が足りず十分な活動ができないため，活動資金の確保が必要となります。				
目的	市民活動を活性化するために活動資金の確保を行います。				
推進内容	市民・事業者等からの活動資金の寄付や後援・協賛のシステムについて検討します。~~また，（仮称）市民活動支援補助金の財源として既存の「ふるさと応援寄附金」の活用について検討します。~~				
対象者	市民活動団体				
実施主体	市**・市民活動団体　　（市民活動サポートセンターへの承継を検討）**				
完了の目安	基金を運用できるようになったら，完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	~~検討~~	~~実施~~	検討 ⇒	→	実施 ⇒

（４）活動単位（ネットワーク）の拡大

（４）活動単位（ネットワーク）の拡大

事業名	①地域づくり協議会の検討				
現状・課題	自治会や市民活動団体等が各々で活動し，それぞれに問題や課題を抱えています。また，自治会や市民活動団体をつなぐネットワークが不十分です。				
目的	自治会や市民活動団体が連携を取れるようにそれぞれの団体をつなぐような組織を検討します。				
推進内容	小学校区など一定の単位で，地域課題を把握し，問題解決できるよう地域にある団体や組織などで構成する組織の設立について検討します。				
対象者	地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市・地縁による団体・市民活動団体				
完了の目安	地域づくり協議会が全地域で立ち上げられたら完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	モデル地区 ⇒	→	→	→ ~~モデル地区~~

第２節　担い手づくり

（１）担い手の発掘・育成の充実

事業名	①市民活動サポートセンターの創設　【再掲】				
現状・課題	市民活動の拠点となるような機能を持つ施設がありません。				
目的	市民活動団体等を支援したり，協働によるまちづくりの拠点としての機能を果たします。				
推進内容	既存の組織（ボランティアセンター・社会福祉協議会）との管掌範囲等を調整し，市民活動サポートセンターを創設します。 また，下記の機能についても担うことができるのか検討します。 ・活動支援アドバイザーの設置及び派遣　（第１節-(2)-③） ・（仮称）市民活動支援基金の創設　（第１節-(3)-②） ・協働人材バンクの創設　（第２節-(1)-④） ・リーダー育成講習会の実施　（第２節-(1)-⑥） ・時間預託制度(活動に応じたポイントを発給し，活動している方が，将来自分が受ける立場となったときに役立てることのできる仕組み)の研究　（第２節-(2)-②）				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	活動・交流の拠点として整備され，市民活動の拠点としての環境が整ったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	研究	→ 検討	準備委員会設置 ⇒	検討 ⇒	実施

（１）担い手の発掘・育成の充実

事業名	②協働のまちづくりの講座の開設				
現状・課題	協働のまちづくりに関する情報が乏しく，市民協働の考え方を次の世代へ継承していく必要があります。				
目的	人材を発掘・育成し，市民活動を促進させます。				
推進内容	世代（小中高校生・働きざかりの年齢層・団塊世代）ごとに協働意識の啓発方法を検討し，講座を開設します。				
対象者	市民				
実施主体	市・地縁による団体・市民活動団体				
完了の目安	次の世代に継承されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		検討	→	→	実施

事業名	③（仮称）協働スイカ塾の開設				
現状・課題	市民が気軽に情報交換する場がありません。				
目的	人と人とが知り合うきっかけづくりをします。また，市が周囲に誇ることのできる新しい資源を発掘します。				
推進内容	誰でも参加できるような座談会を定期的に開催し，様々な分野で活動している人々の話を聞き，情報交換ができる場を提供します。				
対象者	市民				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	座談会が自主的に行われるようになったら完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討 ~~実施~~	実施 ⇒	→	→	→

（１）担い手の発掘・育成の充実

事業名	④協働人材バンクの創設~~作成~~				
現状・課題	市民活動の充実・発展により，それぞれの活動分野において専門知識や技術が必要になってきます。				
目的	協働のまちづくりに関する情報（市民活動団体，人材等）を活用します。				
推進内容	市民活動団体の活動内容や専門知識を持つ市民をデータベースとして集積・整理します。また，そのような情報を必要とする市民との橋渡しを行うシステムを構築します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市~~・市民活動団体~~				
完了の目安	システムが構築され，スムーズな運用が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	調査	実施	→	→	→

事業名	⑤市民活動表彰~~制度~~の創設				
現状・課題	市民活動における功労者や，活動そのものに対する評価自体が存在しません。				
目的	市民活動を活性化させます。				
推進内容	利害関係のない第三者機関などによる市民活動の評価を行い，貢献度の高い人や団体を表彰します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・~~市~~				
実施主体	市				
完了の目安	継続				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		調査	検討	実施	→

（１）担い手の発掘・育成の充実

事業名	⑥リーダー育成講習会の実施				
現状・課題	市民活動団体等は，後継者不足に悩んでおり，また，活動を活性化するためには，リーダーシップを発揮するような役割を担う存在が必要です。				
目的	市民活動団体等が，継続して自立した活動が行えるようにします。				
推進内容	人材発掘，育成するための講習会を実施します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市・市民活動団体　　**（市民活動サポートセンターへの承継を検討）**				
完了の目安	市内において，各種団体が自立した組織運営が行われる状況になったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		検討	→	→	実施

（２）担い手支援の充実

（２）担い手支援の充実

事業名	①市民活動保険の導入				
現状・課題	市民活動中の事故等により，損害賠償や傷害等が発生した場合に保障制度がありません。				
目的	市民が安心して市民活動に参加できるようにします。				
推進内容	市民が安心して活動できるように市民活動保険を導入し，事故が発生した場合は，保険請求の手続きを行います。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体				
実施主体	市				
完了の目安	継続				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	→	実施	→	→

事業名	②時間預託制度(※)の研究				
現状・課題	ボランティア活動を活性化させるような制度がありません。				
目的	ボランティア活動への意欲の向上を図ります。				
推進内容	活動している方にポイントを発給し，将来自分が受ける立場となったときなどに役立てることのできる仕組みについて研究します。				
対象者	市民				
実施主体	市~~・市民活動団体~~（市民活動団体と協働で） （市民活動サポートセンターへの承継を検討）				
完了の目安	制度が創設され，運用されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
				研究	→

(※)　ＮＰＯ等が創設運営している制度。たとえば，庭の手入れや病院の送迎，家事援助などの奉仕活動に携わった「時間」を銀行に預けるように貯蓄し，高齢になった時など必要なときに，蓄積した分を引き出して必要なサービスを受けられるというもの。

第３節　情報の提供・共有

（１）調査機能の充実

事業名	①市民活動の実態調査				
現状・課題	市民活動団体等の活動状況を把握していません。				
目的	今後の施策展開の基礎資料とします。				
推進内容	市民活動団体の活動状況やそれぞれの団体が抱える課題を把握するために調査を実施します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市（市民活動団体と協働で）				
完了の目安	継続				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施			実施	

（２）協働のまちづくりに関する刊行物の充実

（２）協働のまちづくりに関する刊行物の充実

事業名	①活動事例集の作成				
現状・課題	協働の事例などを紹介するメデイアがありません。				
目的	協働の事例を市民にわかりやすく紹介し，協働を身近なものにします。				
推進内容	市内外の協働の事例を調査し，市民・市民活動団体・市など主体別にまとめたものを，ホームページや印刷物などによりわかりやすく公開します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市（地縁による団体・市民活動団体と協働で）				
完了の目安	事例を参考に，協働が推進されるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		検討	実施	→	→

事業名	②協働ＰＲリーフレットの作成				
現状・課題	協働を解りやすく周知する冊子がありません。				
目的	協働のまちづくりについて，市全体に浸透を図ります。				
推進内容	誰が見ても解りやすく解説したリーフレットを作成します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市（市民活動団体と協働で）				
完了の目安	市民等及び市の間で協働が定着したときを完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	~~検討~~	実施	⇒	実施 ⇒

（３）協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	①とみさとふれあい講座の拡充				
現状・課題	市では「とみさとふれあい講座（出前講座）」を実施し，その中のメニューのひとつとして市民協働を取り入れていますが，市民活動団体等との間では行われていません。				
目的	市民活動団体等の活動をわかりやすく説明し，市民の協働への理解を深めます。				
推進内容	市民活動団体等との間でも実施できるよう検討するとともに，市で行っている講座メニューの拡充を図り，市民等が知りたい情報をリクエスト内容に応じた形で実施します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市（地縁による団体・市民活動団体と協働で）				
完了の目安	市民等が講座を活用し，必要な情報の内容を容易に理解できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	実施	→	→	→

事業名	②協働専用ホームページの開設				
現状・課題	誰もがいつでも協働の情報を発信・取得することができるよう環境が整っていません。				
目的	情報を共有するための媒体の一つとして開設します。				
推進内容	市民が協働についてのあらゆる情報を発信・取得できるようホームページを整備すると同時に，双方向で情報を共有できるように工夫します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	市民等及び市が情報を共有できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
		検討	実施	→	→

（３）協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	③市広報紙及びホームページの充実				
現状・課題	市民にとってわかりやすい情報の提供が求められています。				
目的	わかりやすい情報の作成について工夫するとともに，市民が活用・共有しやすい情報の提供をします。				
推進内容	市広報紙に定期的に協働のコラムを掲載します。 市ホームページに協働専用ホームページ（第３節-⑶-②）へのリンクを貼り，身近に協働の情報を得られようにします。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市（市民活動団体と協働で）				
完了の目安	市民等及び市が情報を共有できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	一部実施	→	→	実施	→

事業名	④~~活動報告会（及び協働事業報告会）~~市民活動発表会の開催				
現状・課題	市民活動団体等が活動を発表する場や協働事業を紹介するような場がありません。				
目的	先進事例を参考に各々の活動などに生かします。				
推進内容	活動内容や協働事例を発表する機会をつくります。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	協働事例が共有され，実践されるようになったときを完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	実施	→	→	→

（３）協働のまちづくりに関する情報発信の充実

事業名	⑤地域フォーラムの開催				
現状・課題	協働によるまちづくりを話し合える場が十分ではありません。				
目的	協働に関する情報の共有化を図り，協働のまちづくりを考える機会をつくります。				
推進内容	協働によるまちづくりについて，市民等が話し合える討論会を開催します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市・市民活動団体				
完了の目安	協働事例が共有され，実践されるようになったときを完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

（４）ネットワーク支援の充実

（４）ネットワーク支援の充実

事業名	①協働人材バンクの~~作成~~創設　【再掲】				
現状・課題	市民活動の充実・発展により，それぞれの活動分野において専門知識や技術が必要になってきます。				
目的	協働のまちづくりに関する情報（市民活動団体，人材等）を活用します。				
推進内容	市民活動団体の活動内容や専門知識を持つ市民をデータとして集約・整理します。また，そのような情報を必要とする市民との橋渡しを行うシステムを構築します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市~~・市民活動団体~~				
完了の目安	団体等の情報や人材等の情報を集約し，システムが構築され，スムーズな運用が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	調査	実施	→	→	→

事業名	②とみさとの情報コーナーの創設				
現状・課題	市民活動等の情報を収集や交換，また市民活動の拠点となる場所がありません。				
目的	情報を共有するための媒体の一つとして充実を図ります。				
推進内容	市の広報紙のほか，各種団体の広報など情報を一括して収集し，発信できるコーナーを創設します。また，商工会やＪＡ及び多くの市民が出入りするコンビニやスーパー，産直センターなどに，活動掲示板やＰＲ物資を設置してもらうなどの協力を要請します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市（市民活動団体・事業者と協働で）				
完了の目安	多様な形でコーナーが設置できるようになったら完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

第４節　市政への参画

（１）市政への参画の仕組みづくり

事業名	①パブリックコメント制度の周知				
現状・課題	パブリックコメント制度の規則を制定し，市の基本的な計画等の策定について，パブリックコメントを実施し，市民から意見募集を行っていますが，意見数が少ないものもあります。				
目的	市民への参画機会の一つとして制度の活用を促進します。				
推進内容	ホームページなどを活用し，制度の周知を図ります。また，制度を有効的に機能させるため，わかりやすく情報を提供するなど，意見を提出しやすい環境を整えます。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
完了の目安	パブリックコメント制度が市民に理解されたときを完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

事業名	②市民提案機会の拡充				
現状・課題	「市長への手紙」という仕組みがありますが，あまり知られていません。				
目的	市政への参画機会を増やします。				
推進内容	既存の「市長への手紙」を改良し，市政への建設的な御意見，御提案等を聞き，市政に反映させます。~~また，地域フォーラムの開催など~~**その他にも，市政に対し**幅広く御意見を取り入れる仕組みを検討します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
完了の目安	市民参画の機会が増え，市政への意見を反映させられる体制が整ったら，完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	実施	→	→	→

（１）市政への参画の仕組みづくり

事業名	③審議会等への公募委員の登用推進				
現状・課題	市では，審議会等を設置していますが，委員を公募している審議会等は多くありません。				
目的	市政に市民の視点からの意見を反映させ，市政への参画機会を増やします。				
推進内容	「審議会等の公募に関する規則」や「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の適正な運用により，公募委員の登用を推進します。				
対象者	市民				
実施主体	市				
完了の目安	可能な限り，すべての審議会等に公募委員が登用されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

事業名	④市政への参画機会~~（パブリックインボルブメント）の推進~~の拡大				
現状・課題	パブリックコメントの実施など市民が市政に参画する機会を検討し，実施していますが，十分とは言えません。				
目的	市民の市政への参画機会を増やします。				
推進内容	市の基本的な計画づくりの初期段階から市民等が参画できる機会を設け，広く意見を聴き，それらを反映しながら計画づくりを進めていきます。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
完了の目安	市民が市政に積極的に参画できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

（２）協働による事業の推進

事業名	①協働のまちづくりモデル事業の実施				
現状・課題	協働のまちづくりを活かした行政施策がイメージできません。				
目的	市民活動団体等と市で具体的な事業を行うことにより協働を推進します。				
推進内容	協働のまちづくりのイメージを醸成できるモデル事業として位置づけ，実施します。また，既存事業以外にも取り組める可能性の事業を検討し，実施します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
完了の目安	事業が円滑に進んだときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	実施	→	→	→

事業名	②（仮称）市民活動支援補助金の創設　【再掲】				
現状・課題	市民活動をしていくためには資金が必要となりますが，活動資金が足りず十分な活動ができません。また，市では富里市公募型補助金交付要綱を制定し，市民活動団体が取り組む事業について経費の一部を市が補助し，団体を支援していますが，毎年申請件数が低迷しています。				
目的	市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。				
推進内容	現行の公募型補助金制度を見直し，市民活動を始めよう公益的な事業を行う市民活動団体に財政的援助を行います。				
対象者	市民活動団体				
実施主体	市				
完了の目安	市民活動団体が，自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	見直し・実施	→

第５節　市の推進体制

（１）庁内協働推進体制の整備

事業名	①（仮称）協働のまちづくり推進課の設置　【再掲】				
現状・課題	協働のまちづくりを推進するための市役所内の組織体制が十分とは言えません。				
目的	市民活動団体等と市をつなぎ，協働のまちづくりを円滑に進めます。				
推進内容	市民活動団体等や市役所内の協働に関する相談や調整などを行う担当課を設置します。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市				
実施主体	市				
完了の目安	市民等と市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

事業名	②市政への参画機会~~（パブリックインボルブメント）の推進~~の拡大【再掲】				
現状・課題	パブリックコメントの実施など市民が市政に参画する機会を検討し，実施していますが，十分とは言えません。				
目的	市民の市政への参画機会を増やします。				
推進内容	市の基本的な計画づくりの初期段階から市民等が参画できる機会を設け，広く意見を聴き，それらを反映しながら計画づくりを進めていきます。				
対象者	市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者				
実施主体	市				
完了の目安	市民が市政に積極的に参画できるようになったときに完了とします。				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	実施	→	→	→	→

（２）市職員の協働意識の向上

事業名	①職員研修の実施				
現状・課題	協働のまちづくりの趣旨が市職員に浸透しておらず，職員の意識の向上を図る体制が十分ではありません。				
目的	職員研修を充実することにより，意識の向上を図ります。				
推進内容	職員の内部研修に，「協働のまちづくり」の項目を加え，市職員の協働に関する意識の醸成に努めます。				
対象者	市				
実施主体	市				
完了の目安	継続				
年次計画	H23	H24	H25	H26	H27
	検討	実施	→	→	→